

F u n - g o マ ッ シ ェ ク ラ ブ 会 則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、F u n - g o マ ッ シ ェ ク ラ ブ (以下「会」という。) という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、入間市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会は、子供たちを対象に、祭りを通して「ふるさと入間」の思い出づくりを支援するとともに、会員同士の連携・交流を図り、もって元気な入間のまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 入間万燈祭りのF u n - g o マ ッ シ ェ 実行委員会への参加
- 二 市内外における祭りへの参加
- 三 会員間の連携・交流及び親睦等に関する行事
- 四 その他、前条の目的達成に関する事業

第 3 章 会 員

(種別)

第 5 条 この会の会員は、次の 2 種とする。

- 一 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 6 条 会員の入会については、会長の承諾を得るものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会の意思を表示したとき
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- 三 継続して 2 年以上会費を滞納したとき

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第 4 章 役 員

(種別及び定数)

第10条 この会に次の役員を置く。

一 幹事 若干名

二 監事 1名

2 幹事の中に、会長、副会長、会計を各1名置くものとする。

(選任等)

第11条 幹事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長、会計は、幹事の互選とする。

(職務)

第12条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 幹事は、幹事会を構成し、この会の業務を、その過半数によって決する。

5 監事は、年一回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期等)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第14条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

一 会則の変更

二 解散

三 事業計画及び収支予算並びにその変更

四 事業報告及び収支決算

五 役員を選任

六 入会金及び会費の額

七 その他運営に関する重要事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、会長若しくは監事の招集により随時開催する。

(議決)

第18条 総会は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第6章 雑 則

(会長への委任)

第19条 この会則に定めのない事項又は会の施行について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この会則は、設立時の平成24年6月8日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	杉山 若江
副会長	幸森 康夫
会 計	大塚 理美子
幹 事	川俣 義明
監 事	安部 勝己
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月31日 までとする。
- 4 この会の設立当初の事業年度は、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 5 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
 - 一 入会金

正会員	0円
賛助会員	0円
 - 二 年会費

正会員	0円
賛助会員	0円